

教職課程認定基準（平成13年7月19日 教員養成部会決定）

※本文中の（改正案）における教育職員免許法施行規則の条、項、号は未確定。

改正案	現 行
<p>1 総則</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に<u>規定する</u>研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「<u>教職課程</u>」という。）の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「<u>施行規則</u>」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(削る) 2 (2)へ</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 大学設置基準第43条第1項、大学院設置基準第31条第2項、短期大学設置基準第36条第1項又は専門職大学院設置基準第32条第2項に規定する共同教育課程（以下「共同教育課程」という。）が教職課程の認定を受ける場合において、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</u></p> <p>(3) 教職課程は、認定を受けようとする<u>学科等</u>の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場合に認定するものとする。</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 大学（短期大学、大学院（大学院設置基準第7条の2に<u>定める</u>研究科を置く大学院を含む。）、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を含む。以下、特に定めがなければ、同じ。）は、教育職員免許法（以下「免許法」という。）別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程の認定を受けるにあたっては、免許法及び教育職員免許法施行規則（以下「<u>施行規則</u>」という。）によるほか、この基準の定めるところにより認定を受けるものとする。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>(4) ただし、共同教育課程において課程認定を受ける場合には、それぞれの大学が編成する共同教育課程を合わせて1つの課程とみなして、この基準を適用する。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>2 教育上の基本組織</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設) 1 (4) から</p> <p>(2) 教職課程は、認定を受けようとする<u>大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係並びに学科等の教育課程及び教員組織等が適当であり、かつ、免許状の授与に必要な科目の開設及び履修方法が、当該学科等の目的・性格を歪めるものではないと認められる場</u></p>

学科等の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(4)・(5)・(6) (略)

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

(1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に規定する一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」並びに「教育実践に関する科目」（以下「指導法に関する科目等」という。）及び「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2に規定する当該科目の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2) (3) (略)

(4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3

合に認定するものとする。

大学の学部、学科、課程、学校教育法第85条ただし書に規定する組織、研究科及び専攻の目的・性格と免許状との相当関係が薄い申請については慎重に対応するものとする。

(3)・(4)・(5) (略)

3 教育課程、教員組織（免許状の種類にかかわらず共通）

(1) 大学（短期大学の専攻科を除く）は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める科目の単位数以上の授業科目をそれぞれ開設しなければならない。

この場合において、共同教育課程については、当該構成大学のうちの1の大学が開設する当該共同教育課程に係る授業科目を、当該構成大学のうちの他の大学が開設したものとみなすものとする。

なお、短期大学の専攻科は、認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める一種免許状に係る単位数から二種免許状に係る単位数を差し引いた単位数以上の授業科目を開設しなければならない。

また、施行規則第22条第3項により、他の大学の授業科目として開設される「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」を含む場合は、当該科目の単位数は、免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2の第3欄に定める「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」の単位数の3割を超えない範囲内で、授業科目を開設することができる。

(2) (3) (略)

(4) 認定を受けようとする課程の担当教員のうち専任教員は、当該課程を有する学科等に籍を有する者でなければならない。なお、4-3

(5) i) (※2) (※3)、4-4 (5) i) (※2) (※3)、4-8 (4)、4-9 (4) の場合を除く。

(5) 学科等における団地が複数に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに「指導法に関する科目等」を開設し、団地ごとの入学定員に応じた専任教員を配置しなければならない。

(6) 「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「指導法に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

(7) 専任教員は、「領域に関する専門的事項」、「教科に関する専門的事項」、「指導法に関する科目等」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

短期大学の専攻科における必要専任教員数は、短期大学の学科等の専任教員とは別に、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2 (4) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「領域に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第3条に規定する健康、人間関係、環境、言葉、表現の領域（以下「幼稚園全領域」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5領域以上、二種免許状の課程認定を受ける場合は4領域以上の科目ごと

3 (4) i) (※2)、4-4 (4) i) (※2)、4-9 (2) vi の場合を除く。

(新設) 4-9 (2) から

(5) 「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」、又は「養護に関する科目」それぞれの専任教員において、少なくとも1人は教授でなければならない。

(6) 専任教員は、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「特別支援教育に関する科目」又は「養護に関する科目」のいずれかの科目を担当する専任教員として取り扱い、それぞれの科目における必要専任教員数は、この基準に定める。

また、短期大学の専攻科における必要専任教員数は、大学（短期大学の専攻科を除く）の学科等について、この基準に定める必要専任教員数の半数（うち1人は教授）とする。なお、短期大学の専攻科の専任教員は、短期大学の学科等の専任教員をもってあてることができる。

4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）

2 (3) より、大学において、免許状の種類（一種免許状・二種免許状（高等学校教諭については一種免許状））ごとに、教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

4-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育及びこれら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目（以下「幼稚園全教科」という。）のうち、一種免許状の課程認定を受ける場合は5教科以

に授業科目が開設されなければならない。

また、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合領域」という。）を開設することができる。

(2) 「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する事項（「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など）ごとに開設されなければならない。なお、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

<u>領域に関する専門的事項</u>	<u>指導法に関する科目等</u>
幼稚園全領域及び複合領域のうち、3領域以上にわたり、これらの領域それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>教育の基礎的理解に関する科目</u>」において1人以上 ・〔「<u>保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</u>」、<u>「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」</u>〕において1人以上
合計3人以上	合計3人以上

（※1）本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「領域に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

上、二種免許状の課程認定を受ける場合は4 教科以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(3) 幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

<u>教科に関する科目</u>	<u>教職に関する科目</u>
幼稚園全教科のうち、3教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・〔<u>「教職の意義等に関する科目」</u>、<u>「教育の基礎理論に関する科目」</u>〕において1人以上 ・〔<u>「教育課程及び指導法に関する科目」</u>、<u>「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」</u>〕において1人以上
合計3人以上	合計3人以上

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(※2) 同一学科等において、小学校教諭の「教科に関する専門的事項」と本表の「領域に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

(※3) 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、施行規則第4条に規定する国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育、外国語（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

また、「教科及び教科の指導法に関する科目」における複数の事項を合わせた内容に係る科目（以下「複合科目」という。）を開設することができる。

(削る) 4-2 (3) へ

(2) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(削る) 4-2 (2) へ

(3) 「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する事項（「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など）ごとに開設されなければならない。なお、「道徳、総合的

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下「小学校全教科」という。）の各教科ごとに開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(新設) 4-2 (3) より

(3) 「教職に関する科目」において、「教育課程及び指導法に関する科目」の「各教科の指導法」は、小学校全教科の指導法について開設するものとする。また、各教科の指導法に関する科目は、小学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(新設) 4-2 (2) より

な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合にあつては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含むことを要しない。

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

教科に関する専門的事項	指導法に関する科目等
小学校全教科及び複合科目のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>教育の基礎的理解に関する科目</u>」において1人以上 ・「<u>道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目</u>」において1人以上 ・「<u>各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</u>」において1人以上
合計5人以上	合計3人以上

※1 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

※2 同一学科等において、幼稚園教諭の「領域に関する専門的事項」と本表の「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、それぞれの課程において専任教員とすることができる。

※3 短期大学の専攻科においては、上記表は適用しない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

教科に関する科目	教職に関する科目
小学校全教科のうち、5教科以上にわたり、これらの教科それぞれにおいて1人以上	<ul style="list-style-type: none"> ・「<u>教職の意義等に関する科目</u>」、「<u>教育の基礎理論に関する科目</u>」において1人以上 ・「<u>教育課程及び指導法に関する科目</u>」、「<u>生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目</u>」において1人以上 ・「<u>教育課程及び指導法に関する科目（各教科の指導法に限る。）</u>」において1人以上
合計5人以上	合計3人以上

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-3 中学校教諭の教職課程の場合

(1) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、

の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上、二種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては10単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条表に規定する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第5条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を開設することができる。

(2) 「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条表に規定する科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等、当該学科等を有する学部以外の学部学科等又は複数の学部学科等の共同（以下「他学科等」という。）で開設する授業科目（全学共通開設科目を含む。）をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（3）「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては8単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」に関する科目は、中学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

（4）「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する事項（「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など）ごとに開設されなければならない。なお、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を

施行規則第4条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第4条表に定める科目の半数まで、認定を受けようとする学科等以外の学科等（以下「他学科等」という。）又は当該学科等を有する学部以外の学部学科等（以下「他学部他学科等」という。）において開設する授業科目をあてること

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

（新設） 教職課程認定の確認事項2（3）より

（3）「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあっては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

むことを要しない。

(5) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

ただし、短期大学の専攻科においては以下の表は適用しない。

i) 教科に関する専門的事項

免許教科	必要専任教員数
(略)	

(※1) (略)

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(削る) (※4) へ

(※3)「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 指導法に関する科目等

中学校教諭の教職課程の「指導法に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
(略)	

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

・「教育の基礎的理解に関する科目」(「幼児、児童及び生徒の心身の発

(4) 中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目

免許教科	必要専任教員数
(略)	

(※1) (略)

(※2) 他学科等 又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等 又は当該他学部他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

ただし、本表に定める必要専任教員数の半数(うち1人は教授)以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

(新設)

(新設) (※2) より

ii) 教職に関する科目

中学校教諭の教職課程の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、大学におけるこれらの課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、以下に定めるとおりとする。

当該課程を置く学科等の入学定員の合計数	必要専任教員数
(略)	

※専任教員の配置は、以下のとおりとする。

・「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目(幼

達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を除く。)において1人以上

・[「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」「道徳の理論及び方法」「総合的な学習の時間等の指導法」「特別活動の指導法」「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」]において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、一種免許状の課程の認定を受ける場合にあっては20単位以上開設するものとする。また、「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条の2表に規定する科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第5条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群(「 」内の科目)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

また、「複合科目」を開設することができる。

(2)「教科に関する専門的事項」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条の2表に規定する科目の半数まで、他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(3)「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」は、4単位以上開設するものとする。また、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する科目は、高等学校学習指導要領における各教科の内容に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

(4)「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第2条第1項表に規定する事項(「教育の理念並びに教育に関する歴史及び

幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)」を除く。))]において1人以上

・[「教育の基礎理論に関する科目(幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。))に限る。」「教育課程及び指導法に関する科目」]において1人以上

4-4 高等学校教諭の教職課程の場合

(1)「教科に関する科目」に開設する授業科目は、免許教科に応じて、施行規則第5条表に定める科目ごとに、それぞれ1単位以上開設されなければならない。当該授業科目は、当該科目の一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群(「 」内の科目)については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2)「教科に関する科目」に開設する授業科目は、教職課程の科目内容の水準の維持・向上等を図るという観点から、施行規則第5条表に定める科目の半数まで、他学科等又は他学部他学科等において開設する授業科目をあてることができる。

ただし、共同教育課程において教職課程の認定を受ける場合にはこの限りではない。

(新設) 教職課程認定の確認事項2(3)より

(3)「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第6条表に定める科目(「教職の意義等に関する科目」など)ごとに開設されな

思想」など) ごとに開設されなければならない。なお、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む場合にあつては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含むことを要しない。

(5) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する専門的事項

免許教科	必要専任教員数
(略)	

(※1) (略)

(※2) 他学科等において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

(削る) (※4) へ

(※3) 「複合科目」を担当する専任教員を、必要専任教員数に含めることができる。

(※4) (※2) (※3) により他学科等の専任教員を認定を受けようとする学科等における専任教員としてみなす場合は、本表に定める必要専任教員の半数 (うち1人は教授) 以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

ii) 指導法に関する科目等

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

(6) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、施行規則第2条第1項表備考第21号にかかわらず、「指導法に関する科目等」は、施行規則第2条第1項表に規定する

なければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

(4) 高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

i) 教科に関する科目

免許教科	必要専任教員数
(略)	

(※1) (略)

(※2) 他学科等 又は他学部他学科等 において開設する授業科目をあてる場合、当該他学科等 又は当該他学部他学科等 の専任教員を、認定を受けようとする学科等における当該科目を担当する専任教員とみなすことができる。

ただし、本表に定める必要専任教員数の半数 (うち1人は教授) 以上は、認定を受けようとする学科等の専任教員とすること。

(新設)

(新設) (※2) より

ii) 教職に関する科目

4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

(5) 認定を受けようとする課程の免許状の種類が、高等学校教諭の免許教科・工業の場合、免許法附則第11項にかかわらず、「教職に関する科目」は、施行規則第6条表に定める科目 (「教職の意義等に関する

事項（「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など）ごとに開設されなければならない。なお、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む場合にあつては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(1) 「特別支援教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第7条表に規定する科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

(2)～(4) (略)

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) 「養護に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第8条の2表に規定する科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第5条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「指導法に関する科目等」に開設する授業科目は、施行規則第8条表に規定する事項（「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」など）ごとに開設されなければならない。

(3) (略)

ii) 指導法に関する科目等

4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 「栄養に係る教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第9条の2に規定する事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

る科目」など）ごとに開設されなければならない。なお、「教育の基礎理論に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、「教育課程及び指導法に関する科目」に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

4-5 特別支援学校教諭の教職課程の場合

(1) 「特別支援教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第7条表に定める科目（「特別支援教育の基礎理論に関する科目」など）ごとに、かつ、1又は2以上の免許状教育領域を定めて免許状の授与を受けることができるように開設されなければならない。

(2)～(4) (略)

4-6 養護教諭の教職課程の場合

(1) 「養護に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第9条表に定める科目ごとに開設されなければならない。

なお、施行規則第4条表備考第3号により1以上又は2以上の科目について修得するものとされる科目群（「 」内の科目）については、それぞれ、1以上又は2以上の科目が開設されなければならない。

(2) 「教職に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条表に定める科目（「教職の意義等に関する科目」など）ごとに開設されなければならない。

(3) (略)

ii) 教職に関する科目

4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

4-7 栄養教諭の教職課程の場合

(1) 「栄養に係る教育に関する科目」に開設する授業科目は、施行規則第10条の3に定める事項（栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項など）が含まれなければならない。

(2) 栄養教諭の「指導法に関する科目等」に配置する必要専任教員数は、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する専門的事項、「養護に関する科目」

i) 「教科に関する専門的事項」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する専門的事項」及び「養護に関する科目」は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

①～⑫ (略)

(2) 指導法に関する科目等

i) 以下に掲げる科目及び事項については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

② 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

③ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

(2) 栄養教諭の「教職に関する科目」に配置する必要専任教員数は、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。

4-8 同一学科等においてのみ授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する科目、「養護に関する科目」

i) 「教科に関する科目」は、小学校全教科・幼稚園全教科のうち、同一の教科に関する授業科目については、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。また、「教科に関する科目」は、中学校全教科・高等学校全教科のうち、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

ii) 「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合には、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭の教職課程に共通に開設することができる。

①～⑫ (略)

(2) 教職に関する科目

i) 「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」、「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」のうち「教育課程の意義及び編成の方法」「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」のうち「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」については、幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。」

ii) 以下に掲げる事項については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）

② 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）

③ 生徒指導の理論及び方法

iii) 「道徳の理論及び指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v) 「教育実習」（施行規則第2条第1項表備考第10号に規定する学校体験活動を含む。）については、幼稚園及び小学校の教職課程又は中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vi) (略)

vii) 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

1. 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法

2. 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校

ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）のうち「特別活動の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）及び「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）のうち「生徒指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）のうち「道徳の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）については、小学校教諭、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

iv) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」のうち「進路指導の理論及び方法」については、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設) 4-9 (2) v) より

v) (略)

(新設) 4-9 (2) ii) ②より

(地理歴史)の教科の指導法

3. 中学校(社会)の教科の指導法の一部(公民)と高等学校(公民)の教科の指導法
4. 中学校(美術)の教科の指導法の一部(工芸)と高等学校(工芸)の教科の指導法
5. 中学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と中学校(保健)の教科の指導法
6. 高等学校(保健体育)の教科の指導法の一部(保健)と高等学校(保健)の教科の指導法

(3) 複合科目

「複合科目」の中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-8(2)vii)に準じて取り扱うものとする。

(4)「教科に関する専門的事項」、「養護に関する科目」及び「指導法に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「教科(領域)に関する専門的事項」「指導法に関する科目等」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区分	<u>教科(領域)に関する専門的事項</u>	<u>指導法に関する科目等</u>
幼稚園教諭の教職課程を置く場合	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>「教育の基礎的理論に関する科目」</u>において1人以上 ・ <u>「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教</u>

(新設)

(3)「教科に関する科目」、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

なお、短期大学の同一学科等において、幼稚園教諭及び小学校教諭の教職課程を置く場合、「教科に関する科目」「教職に関する科目」の必要専任教員数は、以下のとおりとする。

区分	<u>教科に関する科目</u>	<u>教職に関する科目</u>
幼稚園教諭の教職課程を置く場合	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>〔「教職の意義等に関する科目」、「教育の基礎理論に関する科目」〕</u>において1人以上 ・ <u>〔「教育課程及び指導法に関する科目」、「生徒指導、</u>

		<u>育相談等に関する科目</u> において1人以上 合計2人以上
小学校教諭の教職課程を置く場合	(略)	

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科(領域)に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-9 複数の学科等において授業科目を共通に開設できる場合の特例

大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する専門的事項

「教科に関する専門的事項」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。

(2) 指導法に関する科目等

(削る) 3(5)へ

(削る) 4-9(2)i)へ

i) 以下に掲げる科目及び事項については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 教育の基礎的理解に関する科目

		<u>教育相談及び進路指導等に関する科目</u> 」において1人以上 合計2人以上
小学校教諭の教職課程を置く場合	(略)	

※本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、教科に関する科目及び教職に関する科目の必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

4-9 同一学科等又は複数の学科等において教職に関する科目を共通に開設できる場合の特例

大学の同一の学科等又は大学の1つ以上の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

(1) 教科に関する科目

「教科に関する科目」は、4-3(2)及び4-4(2)の場合には、複数の教職課程に共通に開設することができる。

(2) 教職に関する科目

複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合は、団地ごとに、「教職に関する科目」が開設されなければならない。

i) 「教職の意義等に関する科目」「教育の基礎理論に関する科目」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設)

4-9(2)i)より

- ② 総合的な学習の時間の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）
- ③ 特別活動の指導法（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）
- ④ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
- ⑤ 生徒指導の理論及び方法
- ⑥ 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法

（削る）

4-9 (2) i) ~

4-9 (2) iv) ~

4-9 (2) ii) ①より

4-9 (2) ii) ①より

4-9 (2) iii) ①より

4-9 (2) iii) ①より

ii) 「教育課程及び指導法に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「教育課程に関する科目」）については、以下のとおりとする。

① 「教育課程の意義及び編成の方法」「特別活動の指導法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「各教科の指導法」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

1. 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
2. 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
3. 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
4. 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
5. 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保

ii) 以下に掲げる科目及び事項については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

① 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法

② 教育実習（施行規則第2条第1項表備考第10号に規定する学校体験活動を含む。）

③ 教職実践演習

iii) 「道徳の理論及び指導演法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳、特別活動及び総合的な学習の時間に関する内容」）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(削る)

4-9 (2) i) ⑤⑥へ

4-9 (2) ii) ①へ

iv) 「各教科の指導演法（情報機器及び教材の活用を含む。）」については、同一の免許教科に関する授業科目については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

また、以下に掲げる免許状の種類・免許教科の組み合わせの場合も同様とする。

健)の教科の指導演法

6. 高等学校（保健体育）の教科の指導演法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導演法

③ 「道徳の指導演法」（養護教諭及び栄養教諭においては「道徳及び特別活動に関する内容」）については、中学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設)

4-9 (2) iii) ②より

4-9 (2) iv) v) より

(新設) 4-9 (2) ii) ③より

iii) 「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（養護教諭及び栄養教諭においては「生徒指導及び教育相談に関する科目」）については、以下のとおりとする。

① 「生徒指導の理論及び方法」「教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法」については、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭及び栄養教諭の教職課程に共通に開設することができる。

② 「進路指導の理論及び方法」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

(新設) 4-9 (2) ii) ②より

1. 中学校（国語）の教科の指導法の一部（書道）と高等学校（書道）の教科の指導法
2. 中学校（社会）の教科の指導法の一部（地理歴史）と高等学校（地理歴史）の教科の指導法
3. 中学校（社会）の教科の指導法の一部（公民）と高等学校（公民）の教科の指導法
4. 中学校（美術）の教科の指導法の一部（工芸）と高等学校（工芸）の教科の指導法
5. 中学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と中学校（保健）の教科の指導法
6. 高等学校（保健体育）の教科の指導法の一部（保健）と高等学校（保健）の教科の指導法

(削る) 4-9 (2) ii) ②へ

(削る) 4-9 (2) ii) ②へ

(削る) 4-9 (3) へ

(3) 複合科目

「複合科目」の中学校及び高等学校教諭の教職課程の共通開設については、4-9 (2) iv) に準じて取り扱うものとする。

(4)「指導法に関する科目等」及び「複合科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）
2 (4) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

iv)「教職実践演習」については、中学校教諭、高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

v)「教育実習」については、中学校教諭及び高等学校教諭の教職課程に共通に開設することができる。

vi)「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

(新設)

(新設)

5 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）
2 (3) より、大学院、大学の専攻科、大学院の教職特別課程（以下、「大学院等」という。）において、専修免許状の教職課程の認定を受けるにあたっては、教育課程及び教員組織を、以下のとおり定める。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「領域に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「領域に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する学科等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii) ※は適用しない。

5-1 幼稚園教諭の教職課程の場合

幼稚園教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-2 小学校教諭の教職課程の場合

小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、当該課程全体で4人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、当該課程を有する研究科専攻等の入学定員50人までの場合は3人以上、入学定員が50人を超える場合は、入学定員50人を超えるごとに、1人ずつ増員しなければならない。

5-3 中学校教諭の教職課程の場合

中学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-3 (4) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (4) ii) ※は適用しない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する専門的事項」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4 (5) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii) ※は適用しない。

5-5 (略)

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「養護に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「養護に関する科目」及び「指導法に関する科目等」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く学科等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii) ※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第9条の3に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年<sup>文科省
厚生省</sup>令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）」に開設する授業科目は、「栄養に係る教育に関する科目」と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

5-4 高等学校教諭の教職課程の場合

高等学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「教科に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、認定を受けようとする課程の免許教科に応じて、4-4 (4) i) に定める専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (4) ii) ※は適用しない。

5-5 (略)

5-6 養護教諭の教職課程の場合

養護教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、「養護に関する科目」のみの授業科目を開設する場合、又は、「養護に関する科目」及び「教職に関する科目」の授業科目を開設する場合は、3人以上の専任教員を当該課程に置かなければならない。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (4) ii) ※は適用しない。

5-7 栄養教諭の教職課程の場合

施行規則第10条の5に定める「大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則（昭和41年<sup>文科省
厚生省</sup>令第2号）別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）」に開設する授業科目は、「栄養に係る教育に関する科目」と相当の関係にあるものとする。

栄養教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、当該課程全体で、3人以上の専任教員を置かなければならない。

また、当該課程において、「指導法に関する科目等」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (5) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (5) ii) ※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

(1) 大学院等の1つ以上の学科等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する専門的事項」については4-9 (1) を、「指導法に関する科目等」については4-9 (2) を準用する。

(2) 大学院等の同一の学科等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

① 教科に関する専門的事項、「養護に関する科目」

(イ)「教科に関する専門的事項」は、4-8 (1) i) を準用する。

(ロ)「教科に関する専門的事項」及び「養護に関する科目」は、4-8 (1) ii) を準用する。

② 「指導法に関する科目等」については、4-8 (2) を準用する。

(3) 「教科に関する専門的事項」及び「指導法に関する科目等」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

(4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。以下、「大学のみ」という。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の学科等が有する教職課程の免許状の種類为学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。

また、当該課程において、「教職に関する科目」のみの授業科目を開設する場合は、大学院等における中学校教諭・高等学校教諭・養護教諭又は栄養教諭の各課程を置く研究科専攻等の入学定員の合計数に応じて、4-3 (4) ii) に定めるとおりとする。なお、専任教員の配置にあたっては、4-3 (4) ii) ※は適用しない。

5-8 教育課程、教員組織（専修免許状の課程認定を受ける場合）の特例

(1) 大学院等の1つ以上の研究専攻等において、中学校教諭、高等学校教諭、養護教諭又は栄養教諭の教職課程を置く場合に、「教科に関する科目」については4-9 (1) を、「教職に関する科目」については4-9 (2) を準用する。

(2) 大学院等の同一の研究専攻等において、複数の教職課程を置く場合は、以下のとおりとする。

① 教科に関する科目、「養護に関する科目」

(イ)「教科に関する科目」は、4-8 (1) i) を準用する。

(ロ)「教科に関する科目」及び「養護に関する科目」は、4-8 (1) ii) を準用する。

② 「教職に関する科目」については、4-8 (2) を準用する。

(3) 「教科に関する科目」及び「教職に関する科目」のうち、複数の課程に共通に開設する授業科目を担当する専任教員は、それぞれの課程において、専任教員とすることができる。

(4) 大学（短期大学、大学院、大学の専攻科、短期大学の専攻科、大学・大学院の教職特別課程・特別支援教育特別課程を除く。）の学科等が有する教職課程と、大学院等の研究科専攻等が有する教職課程の免許状の種類为学校種（この場合のみ、養護教諭及び栄養教諭を含む）が同一である場合、それぞれの教職課程（教職大学院にあつては教員養成を主たる目的とする学科等）の専任教員として取り扱うことができる。

(5) (略)

(6) 認定を受けようとする課程を有する大学院の学科等が、大学院設置基準第23条に規定する独立大学院の学科等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の教職課程を有する学科等の専任教員については、当該学科等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「指導法に関する科目等」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

(2) (略)

7 昼間の課程と夜間の課程の併設の場合の特例

昼間の課程（第1部）と夜間の課程（第2部）又は昼間2交代制あるいは昼夜間2交代制等特殊な形態で授業を行う課程（第3部）を併設し同一の免許状の種類の教職課程の認定を受ける場合は、「教科に関する専門的事項」「指導法に関する科目等」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員数については、第1部と第2部又は第3部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

8 (略)

9 その他の特例

(1) 複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「指導法に関する科目等」について、大学設置基準第25条第2項又は短期大学設置基準第11条第2項により、多様な

(5) (略)

(6) 認定を受けようとする課程を有する研究科専攻等が、独立大学院の研究科専攻等である場合、又は、大学のみの学科等が有する教職課程と異なる免許状の種類の教職課程を有する研究科専攻等の専任教員については、当該研究科専攻等の専任教員でなければならない。

6 教職特別課程及び特別支援教育特別課程の特例

(1) 教職特別課程とこれに相当する学科等の課程に係る「教職に関する科目」の必要専任教員数については、当該両課程をあわせて1つの課程とみなし、教職特別課程の入学定員を、当該学科等の課程の入学定員に合算して、「4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）」の基準に適用する。

ただし、教職特別課程の入学定員が50人を超えない場合は、この限りではない。

(2) (略)

7 昼間の課程（一部）と夜間の課程（二部）の併設の場合の特例

一部及び二部において、同一の免許状の種類の課程の認定を受ける場合は、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」の専任教員数については、当該両部をあわせて1つの課程とみなし、両部に置く必要専任教員数の合計数が、両部の入学定員の合計数に応じた数となるように置かなければならない。

8 (略)

9 その他の特例

(1) 複数の団地に分かれており、これらの団地間の距離が50kmを超える場合で、かつ、「教職に関する科目」について、大学設置基準第25条第2項又は短期大学設置基準第11条第2項により、多様なメ

メディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「指導法に関する科目等」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(削る)

10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、「教科に関する専門的事項」、「指導法に関する科目等」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

11 教育実習等

(1)「教育実習」(施行規則第2条第1項表備考第10号に規定する学校体験活動を含む。)、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」(施行規則第7条表備考第5号に規定する特別支援学校における学校体験活動を含む。)及び「養護実習」(施行規則第8条表備考第4号に規定する学校体験活動を含む。)については、以下の表に定めるところにより、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

メディアを高度に利用して、授業を行う場合については、一の団地における「教職に関する科目」の専任教員数が、この基準に定める必要専任教員数を満たしている場合に限り、他の団地における必要専任教員数を、一の団地における必要専任教員数の半数以上とすることができる。

(2)同一学科等において、初等教育教員(幼稚園教諭・小学校教諭)養成、中等教育教員(中学校教諭・高等学校教諭)養成の両方の教職課程の認定を受けようとする場合、4-8(2)i)iii)の場合を除き、各課程において、この基準の定める必要専任教員数を満たさなければならない。

ただし、初等教育教員(幼稚園教諭・小学校教諭)養成の教職課程の「教職に関する科目」の担当教員が、中等教育教員(中学校教諭・高等学校教諭)養成の教職課程の「教職に関する科目」を担当することができると認められる場合は、初等教育教員養成の教職課程の必要専任教員数から1人を差し引いた数までは、中等教育教員養成の「教職に関する科目」の専任教員とすることができる。

10 施設・設備等

認定を受けようとする課程の免許状の種類に応じて、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」「特別支援教育に関する科目」「養護に関する科目」、「栄養に係る教育に関する科目」についての教育研究に必要な諸施設、設備及び図書等について、それぞれ十分に備えられていなければならない。

11 教育実習、養護実習及び栄養教育実習

(1) 教育実習及び養護実習については、以下の表に定めるところにより、入学定員に応じて、適当な規模・教員組織等を有する実習校が確保されていなければならない。

区分	必要学級数等
----	--------

区分	必要学級数等	(略)	(略)
(略)	(略)		
(2) (略)		(2) (略)	
<p>(3) 通信教育の課程における「<u>教育実習</u>」(施行規則第2条第1項表備考第10号に規定する学校体験活動を含む。)、<u>「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習</u>」(施行規則第7条表備考第5号に規定する特別支援学校における学校体験活動を含む。)、<u>「養護実習</u>」(施行規則第8条表備考第4号に規定する学校体験活動を含む。))及び「<u>栄養教育実習</u>」(以下「教育実習等」という。)は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。</p>		<p>(3) 通信教育の課程における<u>教育実習、養護実習</u>及び栄養教育実習(以下「教育実習等」という。)は、その大学において、通学昼間スクーリングとして行なわなければならない。</p>	
(4) (略)		(4) (略)	
1 2 <u>その他</u>		1 2 <u>適用時期</u>	
<p><u>(1) 本基準は、平成31年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</u></p>		<p>本基準は、平成29年度からの教職課程の認定を受けようとする申請校に適用する。</p>	
<p><u>(2) 施行規則附則第6項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を改正前の施行規則第2条による場合の教育課程及び教員組織については、平成30年度までの教職課程認定基準(平成27年11月24日一部改正)によるものとする。</u></p>			
<p><u>(3) 本基準に定めるもののほか、教職課程の認定に関し必要な事項は、部会又は委員会が定める。</u></p>			